

70歳から74歳までの国保に加入されている方の窓口負担について

70歳から74歳までの国保に加入されている方の窓口負担を変更（平成20年4月から1割を2割）する法改正が1年間凍結されましたが、さらに1年間凍結され、平成22年4月から変更されることになりました。（すでに3割負担をいただいている方、後期高齢者医療の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。）

現在、1割負担の皆様には『2割（平成21年3月31日まで）』と表示された高齢受給者証を交付していただきますので、3月末に『2割（平成21年7月31日まで）』と表示した受給者証を送付します。

（※注）この受給者証は、毎年8月1日を基準日とし、前年の所得に応じて負担割合1割または3割を判定して更新します。

新しい国保運営協議会委員が委嘱されました

周防大島町国民健康保険運営協議会が、2月2日に橘庁舎で開催され、新しい委員さんに町長から委嘱状が交付されました。この協議会では、町長から諮問された国民健康保険に関する保険税の賦課方法や保険給付の内容など国民健康保険事業の重要事項について審議が行なわれます。新しい委員さんは次のとおりです。なお、当日の審議内容につきましては町ホームページに掲載されています。

周防大島町国民健康保険運営協議会委員

任期：平成21年1月1日から平成22年12月31日まで
（敬称略）

委員の区分	委員氏名（所属団体等）
被保険者代表委員	松岡宏和、中元みどり、二宮民子、山田修
保険医・薬剤師代表委員	正木純生（郡医師会）、川口茂治（郡医師会）、豊田次郎（郡歯科医師会） 泉原紳一（郡薬剤師会）
公益代表委員	有田貞子（郡連合婦人会） 西村高明（町老人クラブ連合会） 東原正一（町自治会連合会） 尾元武（町議会）

国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入の皆様へ ～こんなときは、役場に届出が必要です～

こんなとき	手続きに必要なもの	
	国民健康保険加入者	後期高齢者医療加入者
他の市区町村から転入したとき	転出証明書	転出証明書・負担区分証明書（前住所地で申請し、交付を受けた場合）
転出・転居・世帯変更するとき 世帯主や氏名が変わったとき	保険証	保険証
修学のため別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書	
社会保険を脱退したとき	社会保険を脱退した証明書	
社会保険に加入したとき	国保・社保両方の保険証	
子どもが生まれたとき	保険証・母子健康手帳	
加入者が死亡したとき	保険証・死亡を証明するもの	保険証・死亡を証明するもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	保護廃止決定通知書
生活保護を受けようになったとき	保険証・保護決定通知書	保険証・保護決定通知書
退職者医療制度の対象となったとき	保険証・年金証書	
交通事故など第三者から傷害を受け 保険証を使用したとき	保険証・交通事故の場合事故証明	保険証・交通事故の場合事故証明
保険証を紛失したとき	自分の身分を証明するもの	自分の身分を証明するもの
一定の障害がある65歳以上75歳未満の方で、医療保険の変更手続きをするとき	年金証書、身体障害者手帳・医師の診断書等障害の程度を確認できる書類・保険証	保険証
	国民健康保険と後期高齢者医療保険のどちらに加入するか選択できます。	

※必ず該当する方の印鑑を持参してください。代理申請の場合は、代理の方の身分を証明するものも持参してください。各種届出は最寄りの総合支所および出張所で手続きできます。

◆問い合わせ／健康増進課医療保険班 ☎ 0820（77）5502